

・書評・

渋谷隆一 編著

『明治期日本特殊金融立法史』

早稲田大学出版部 一九七七年三月 五六七十五頁

千葉 修

一

金融史の研究は日本経済論（史）の諸分野のなかでも、近年その充実がめざましいもののひとつであろう。本書の編者渋谷隆一教授がこの分野における——とりわけ高利貸金融・地方銀行の研究における——すぐれたパイオニアであることについては多言を要すまい。そして今本書を手にしたわれわれは、再び教授および共同研究者に導かれて、金融立法史という未開拓の領域へ踏み入ることができるのである。

まず編別構成をみよう。

序論 課題と方法

第一部 貿易・植民地金融機関立法

（渋谷隆一）

書評 渋谷隆一編著『明治期日本特殊金融立法史』

第一章 概観

第二章 横浜正金銀行条例の制定と為替政策（以上、古沢紘造）

第三章 日清銀行法案の作成過程

第四章 朝鮮銀行法の制定と幣制改革

第五章 台湾銀行法の制定と幣制改革（以上、波形昭一）

第二部 下級金融機関立法

第一章 概観

第二章 高利貸対策法の制定と変質

第三章 質屋取締法令の制定と変質

第四章 無尽関係取締法令の制定過程

第五章 産業（信用）組合法の制定過程（以上、渋谷隆一）

第三部 大蔵省預金部制度

第一章 概観

第二章 大蔵省預金部制度の成立と展開（以上、迎由理男）
総括と展望 （渋谷隆一、古沢紘造、波形昭一、迎由理男）

以上のように本書は三部で構成されるが、章別にみれば、合計九種類の「特殊金融立法」が考察の対象となっている。本書の主要部分がそれらについての重厚な実証分析で占められることはいうまでもない。だが著者たちの意図はそれだけにとどまらない。「はしがき」からもうかがえるように、本書のモチー

フは金融政策・制度の展開のうちに、日本資本主義の特殊性の発現を明確にのみとることにおかれる。序論、総括と展望、そして各部の第一章において、著者の日本資本主義論が展開されるが、随所に興味深い論点が見出される。

本書については、すでに多くの書評を見ることができ⁽¹⁾。小稿では、本書の特徴点にできるだけ焦点を絞って紹介し、若干の批評を加えることとしたい。

注(一) 内容を詳細に紹介したものととして、本間曄夫氏の書評がある(『金融経済』一六四号、一九七七年六月、所収)。

二

「序論」では日本金融立法史の研究方法について、著者たちの見解が述べられるとともに、本書の課題が明らかにされている。

まず著者は従来のこの分野の研究史をふりかえり、日本資本主義の「後進国性」究明という視点から、諸業績を比較史的把握、発展段階的把握、機能的・構造的把握の三者に分類・整理している(八・九頁)。これらのアプローチに比して、本書のもつ新しさは特徴点にほぼ次の三点にまとめうる。

第一には、分析対象が貿易・植民地金融機関、下級金融機関、大蔵省預金部制度に限定されるのであるが、これらの諸立法こ

そは「後進資本主義国日本の特殊性をラジカルに体现」(一〇頁)しているものであって、研究分野として重要である、とされる。ここでいう日本資本主義の特殊性とは、「植民地獲得、ならびに社会問題の本格的な発現」という本来帝国主義段階に特有の現象が、日本では「社会・経済的根柢の成熟しない明治一〇年前後から早くも現われた」ことを指している。この帝国主義的現象の早期発生が金融立法史にいかにか反映しているか、この点を解明することが本書のメイン・テーマであるといってもいいであろう。

日本資本主義の特殊性については、本論の中でもたびたび論及されるのであるが、最初にここで著者の基本的認識を確認しておく必要がある。まず日本近代史の通説として、明治維新後の日本が「世界資本主義が帝国主義段階に突入しつつあったときに資本主義化を急速におし進め」、これによって帝国主義列強による植民地化あるいは「経済的従属」国化の危機に対処したことが想起される。だが、帝国主義的国際環境の下での資本主義化は、以下のような論理で日本に早期的な社会問題の発生ならびに対外膨張という、特殊な現象をもたらすことになったのである。

すなわち一方では、「高度の生産力を有する機械制大工業の確立と同時に強行された資本の原始的蓄積——後進国に共通してみられる農民層分解の不徹底——農村における潜在的過剰人口

の広汎な滞留」を基礎要因として、さらにこれへ徳川期領国体制下での農民層分解の「陰湿な形態」での進行および都市下層民の累積といった特殊日本の条件も加重された結果、社会問題が早々と、多様な形態（農業問題、下層社会問題、労働問題、中小商工業問題）をとって発生したのである。しかも「これらの社会問題がいわゆる社会問題としてとどまることなく政治的危機を触発させ、しばしば脆弱な明治政府の土台をゆさぶった」（二二―二三頁）ことが強調されねばならない。

他方、上記の国際環境は当然、日本の産業・貿易構造にも特殊な影響を与えることとなった。世界経済に規定されつつ、国内産業諸部門は「跛行的」に発展して、対アジア・対欧米貿易を重要な再生産条件とするような『多軸的』産業構造を形成していく。ところで東アジア地域はすでに帝国主義諸列強の角逐の場になっており、日本は貿易進出するにも、列強との競合上軍備拡張を急がねばならなかった。

以上の二側面は以下の文章で関連づけられている。「このように、帝国主義的国際環境に規定された産業・貿易構造の特殊性、ならびに早熟的な社会問題の発生構造を内包したわが国では、国際的・国内的契機によってつねに生起する政治・経済的危機に対処してゆかねばならなかった。なかでも国内的契機、すなわち社会問題の発生は、脆弱な明治政府の危機を醸成し、政府をして帝国主義的侵略にかりたてるいわばスプリング・ボ

ードの役割を果たしたのである」（二三頁）と。
やや内容紹介が長びいたが、本書の三部構成を統一するカギはここに求められよう。すなわち、貿易・植民地金融機関と対外膨張、下級金融機関と社会問題の発生とがそれぞれ対応し、さらに両者への政策金融機関として大蔵省預金部が位置するのである。

さて、本書の第二の特徴は、分析方法において、経済・政治・法律の具体的関連の解明に十分な注意を払わんとしている点である。まず資料の収集はきわめて精力的に行われている。政治面では実業・政治・思想・研究などの諸団体の活動、新聞・雑誌の論調の影響などに留意し、また立法面では政府・官僚と議員との役割の相違を、制定法以外の資料（諸草案、立法院の議事録）まで「知りうる限り網羅的に発掘、整理、分析し」て明らかにしようとした（三八頁）。

とくに重視されるのは、立法作業において官僚の政策理念が果たす役割についてである。明治政府の官僚たちは、外国法や日本固有の法を参考にしつつも、先進諸国での留学・視察、あるいは国内の諸研究会（とりわけ社会政策学派の経済学）を通じてえた独自の政策理念を、「多分に先取的に」（二九頁）立法の中に生かしていった、とされる。いうならば、ここでは経済が政治・法律を規定するというシエーマを機械的に適用するのではなく、「立法の精神がその時点における経済過程」土台

から遊離することもしばしば起きた」という点を指摘するのである。たとえば、政府が自由民権運動の展開の中に、将来の社会主義運動を予見し(二五頁)、明治二〇年代の金融立法に「ポナパルティズムの要素」日本の社会政策の萌芽(二六頁)を導入していく、など。

次に第三の特徴は、明治期の金融立法史の時期区分に新たな基準をとり入れたことである。詳しくは本論の紹介に譲るが、社会問題の激化がメルクマールとされている。なお明治末期については、四〇年の恐慌とその後の慢性不況が、独占資本の初期的形成を反映したとして、そこに新しい段階区分をいっている(三一頁)。

三

第一部では、対外膨張の日本の特質の把握と、その展開の時期区分となされ、四つの金融立法の関連が明らかにされる。すでに序論でも述べられたように、日本においては、急激な資本主義化の過程で相対的過剰人口が広範に形成されていく。しかも日本の場合は、ドイツにみられたような、移民による過剰人口の対外排出という道をとる機会がきわめて少なかったのである(四六頁)。ここから多様な社会問題が早期的に発生して、「国内統一」の遅れからくる政治勢力の不安定、植民地化と経済的従属の危機に結びつき、たえず政治体制を動揺させ、そ

の回避策として近隣後進地域への武力侵略がはやくも開始された。そこにみられるのは、「独占形成がはなはだ未熟な段階にもかかわらず軍事的侵略を先行させ、それによって獲得した利権を、国家資本主導による資本輸出によって維持、確保してゆく」という、独特の膨張パターンである。

このような政治的、軍事的性格を濃厚にもった対外膨張は、日本の産業構造の特質によって規定されている。つまり「日本資本主義のきわだった後進性からくる産業諸部門間の不均衡、分断性といった性格は、相対的過剰人口の存在——低賃金構造に基づく国内市場の狭隘性と相まって貿易依存度を著しく高め、きびしい帝国主義的国際環境の下で、将来の商品輸出市場、食糧、原料の供給源として周辺地域を早急に確保しようという欲求をいっそう助成していった」のである。また「重化学工業を基盤とする本来の産業独占体が容易に成立しえず、その結果、過剰資本の形成がきわめて微弱であった」ため、資本輸出も国家資本主導型となったのである。

次に明治期の対外膨張の動向が以下の三つの時期に分けて考察される。

第一期(明治一〇年前後)。これは明治八・一〇年の深刻な不況、士族・農民の窮乏を契機に不平士族の反乱、農民騷擾などの政治的危機が誘発された時期である。危機回避策として近隣諸国への侵略が企てられる(明治八年の江華島事件)。「こ

では対外膨張が、国民を統合して近代国家を構築してゆくための有力な戦略になったのである」(四七頁)。第一銀行金山支店(明治十一年)、横浜正金銀行(同十三年)の設立。

第二期(明治二〇年前後)。松方デフレの下で農民騒擾が相次いで発生し、自由民権運動と結びついて政治危機を激化させる。その回避策としての甲申事変(同一七年)。さらに企業勃興期を経た後の二三年の恐慌が、綿紡織業者を中心とする産業ブルジョアジーをして、国内市場の狭隘性を痛感せしめ、大陸への販路開拓を模索させていく。この時期の特徴は「企業勃興、経済恐慌などの資本主義の景気循環に結びついた経済的要因が、対外膨張を促進」(五四頁)した点に求められる。日清銀行設立構想(明治二二、二五年)。

第三期(日清開戦以降)。東アジアにおける欧米列強の分割闘争が熾烈化するとともに、日本資本主義にとって工業原料・食糧の獲得、販路拡張のために当地域へ進出することが死活問題として意識されてくる。朝鮮、清国、台湾に対して「帝国主義的対外政策が早くも実施された。他方、国内的には労働運動、社会主義運動の台頭、日清戦後経営に伴う財政危機などによって生じた政治的・経済的不安定を回避する必要に迫られる。この時期、横浜正金銀行の対清業務の発展、第一銀行・興銀の資本輸出、朝鮮および台湾における貨幣・金融制度の改革などがみられる。

さて、著者によれば、明治期の日本の対外金融構造は「貿易構造と同様に、欧米に対しては従属的、アジアに対しては侵略的という二面的な性格をもっていた」(六一頁)。このうち、前者は主に横浜正金銀行が、後者は第一銀行(朝鮮銀行)、台湾銀行がそれぞれ担っている、と。

対外金融構造の従属性の指標は、①金(ポンド)為替本位制によるロンドン国際金融市場への依存、②長期資金(外債)の対欧米依存、③短期資金の対欧米依存(ロンドン金融市場からの短期融資、居留地の外国銀行による輸入為替取組みなど)、④日本の為替政策の障害たる強大な外国銀行、などである。

他方、侵略性を示すものとしては、①朝鮮・台湾・満州における幣制改革の強行、②政治的・軍事的色彩の濃い資本輸出、③朝鮮・清国の財政資金の強圧的な収奪などの事実が指摘される(五八―六一頁)。

四

第二部では、まず日本における社会問題の展開の特殊性が述べられている。

社会問題の原型は先進資本主義国イギリスに求められる。すなわち、ここでは社会問題が、原藩段階での旧封建階級の貧困問題→産業資本段階での労働問題の発生→帝国主義段階での労働問題の本格化(労働運動の暴発・質的發展により政治問

題化する」というように、段階的に「単線的变化」(二八四頁)を遂げたのである。これに対して後進資本主義国ドイツの場合には、原蓄が不徹底であり、過剰人口が広範に滞留して、社会問題を多様な形態で発生させた。

ひるがえって日本では、ドイツと共通の事情により、社会問題が早期に発生したのであるが、特徴的なのは、帝国主義段階以前においてそれが「同時に政治的危機を誘発する構造をもっていた」(二八五頁)ことである。その理由は、「旧封建階級の下ラスティックな処理を行なわねばならなかったこと、および労働者階級が未成熟であるにもかかわらず欧米諸国、とりわけドイツで勃興した社会主義運動の影響をいち早くに受けたことによる」。こうした社会問題の政治的危機への転化——「国際的環境の下で凝縮された」矛盾(階級対立)——を喰いとめることが、明治政権にその初発から重大な課題として与えられていたのである。その方策は、「貧弱な窮民救済政策」であり、また「東アジア近隣諸国への武力侵略」であったが、とりわけ後者の側面が強かったのである。

続いて、第一部での時期区分が引き継がれて「社会問題——政治的危機が集中的に現われ」る各時点での、政策対応の変化が明らかにされる。

第一期。明治九—一〇年に集中的に起きた農民と士族の騒擾事件は、政府『瓦解』(二八七頁)の危機意識を政策者にもた

らした。

第二期。明治一七—一八年の農民騒擾は自由民権運動との結びつきをみせる。政府・官僚、お雇い外国人たちは、これを「当時ドイツで発展しつつあった労働運動に連なるいわばその萌芽形態として、さらにいえば、将来起こるであろう社会主義運動の台頭を予告する動きとして受けとめたのである」(二八八頁)。

第三期。明治三〇年前後の社会問題は以前と異なった様相を示す。産業資本の確立によって、新たに労働問題・中小商工問題が発生し、農業問題・下層社会問題とともに、社会問題が「断続的ながら多様な発生」(二八九頁)をみせ、その政治問題化も質的に変化するに至った。すなわち「もはや明治前期にみられた農民や士族の貧困問題——反動性を帯びた騒擾事件——脆弱な維新政府の危機ではなく、すでに確立した資本主義の社会的矛盾に根ざす政治問題として」(二九〇頁)発現したのである。

この時期には、労働運動が社会主義運動(明治三一年社会主義研究会、同三四年社会民主党結成)と同時に展開する。それは「官僚が予想していたドイツの場合とは比較にならぬほど幼弱であった」とはいえ、「萌芽的危機が現実となった点に重大な意味があった」のである。政府は労働者階級の弾圧政策(同三三年治安警察法)と裏腹に、社会政策を「予防先行的、

理念的な」(二九一頁)形で採用していく。と同時に、この時期の対外膨張には「前期までとは異なり先進諸列強間の角逐に即応する帝国主義政策」が基調として現われており、「国内矛盾の対外転嫁」機能は副次的なものになっているのである。

さて、以上考察された社会問題に対して、四つの下級金融機関立法はどのような関係をもつであろうか。第一部の諸立法が対外膨張の諸側面をいわば分業的に反映し、相互に並列的關係にあったのに対し、第二部の諸立法は社会問題対策の展開のうちに、いわば発展序列的に位置づけられていく。

まず高利貸資本・質屋は中小規模の農民・商工業者、または労働者、その他下層階級をその貸付基盤とし、高い利子負担により借手を経済的苦境に落とし、もって社会問題を激化させるものとして、取締りの対象になる(三〇一―二頁)。もっとも質屋業の取締りには、紛失物・盗品捜査という側面をあわせもつのであるが(三六〇頁)。

次に無尽は伝來的な庶民金融組織であるが、商品経済の進展、共同体的規制の弛緩とともに、講崩れを引き起こしたり、あるいは富籤類似のものに変質していき、むしろ社会問題の要因と化す(三九二頁)。

したがって最後に産業組合が、資本主義に適合的な庶民金融機関として、その導入がはかられていく。産業(信用)組合法が議会で審議されるのは、著者らの時期区分でいうと、第二期・

第三期である。著者は杉山孝平ら発案者の思想を詳細に検討され、そこに社会政策的意識を見出される。とくに日清戦後の明治三〇年代に組合法案を提出する政府の意図は、「天皇制の社会的基盤としての中産者層の維持ではなく、明らかに社会問題の質的变化を前提とした社会主義への防塞」(四六二頁)にあった、と。

五

第三部で分析される大蔵省預金部制度の本格的機能が發揮されるのは明治末期以降のことである。その前史として、これまでの時期区分にしたがってみてみると、第一期には郵便貯金法規が整備され、インフレ収束の一手段として急速に定着していく。第二期には勤儉貯蓄奨励運動の推進機関として郵便貯金制度が拡充される。他方、預金部が成立(明治一八年)するが、これは零細貯金者を保護し、併せて財政・金融の補完機関たらしめようとしたものであった。第三期には日清戦後経営の公債政策に重要な役割を担った(五四四頁)。

著者によれば、預金部の日本の特殊性は、多様で積極的な資金運用を通じて、日本資本主義の帝国主義転化を促進したこと、しかもそれが官僚によって独自になされた、という点に求められる。また制度的特徴としては、資金運用規定の欠如、国庫との未分離、大蔵大臣の自由裁量の無限定性などがあげられてい

る（五四五頁）。

最後に「總括と展望」では、本書全体をふりかえって、各時期ごとに横断的に諸立法の位置づけを行っている。続いて、大正期への展望が年表（五六一～二頁）を掲げながら試みられている。大正期には、大蔵省預金部制度が帝國主義政策の推進機関として機能するのであり、したがって本書の三部構成が意図したところを典型的に具現化する時期となる（五五九頁）。

さて、以上いささか皮相的な要約となったが、一応本書の紹介として、次に三点ほど疑問点を指摘しておきたい。

第一には本書がとりあげた諸立法が体現しているという、日本資本主義の特質に関する点である。本来帝國主義の経済的基礎（金融資本）に規定されて現象すべき、社会問題と対外膨張が、明治政権の「脆弱」さを媒介にして、国内的矛盾の対外転嫁として関係づけられているように読まれる。この明治政権の脆弱さについては段階的考察が必要なのではあるまいか。

第二には官僚の「社会政策」（社会主義運動の予見）理念についてである。下級金融立法に対して、官僚の危機意識が与えた影響は否定できないであろう。しかし、その立法が政策効果をあげるのとはまた後の時期ではあるまいか。もしそうだとすれば、そのギャップをどう意識づけるべきであろうか、検討が欲しいと思われる。

第三には、それに関連して、明治末年から大正初期の金融立法の分析がなされるべきではないだろうか。時期区分のうち、第三期は帝國主義への過渡期（三一頁）として考えられているからである。

とはいえ、本書の実証部分の水準の高さはすべての評者が認めるところであり、政治・法律・経済・思想の諸分野を学際的に統合し、鋭い問題提起をされたことに対して、今は脱帽するしかない、というのが筆者の率直な感想である。読み落し、誤読については編著者各位の御寛恕を請う次第である。